

時代刷新第3451号・(公財)協和協会第3983号  
令和5年2月20日

各位

党派を超えて国家的課題を追求する

## 公益財団法人協和協会 時代を刷新する会

両団体執行理事 清原淳平

### 交通部会のお知らせ(第291回)

日時 令和5年2月28日(火) 午後1時半～3時半

場所 参議院議員会館 地下1階 B102会議室

千代田区永田町2-1-1

◆国会議事堂前駅(丸の内線・南北線)①番出口より下車5分、永田町駅(有楽町線・半蔵門線)①番出口より下車2分。当日、午後1時より、議員会館玄関にて、通行証を差します。その時刻前に到着された方は、恐縮ですが、受付脇のロビーにてお待ち下さい。会議開始後にお越しの方は、受付に「B102会議室に行きたい」旨お伝え下されば、お迎えに参ります。

#### 議題 1、開会挨拶

挨拶 吉村幸晴交通部会長代理(元鳥取県警本部長)

#### 2、改正道路交通法(R2)の施行後の状況について

#### 3、シートベルトの着用状況について

解説 警察庁交通企画課 水田隆三課長補佐(警視)

報告 去る1月24日開催の第290回交通部会は、吉村幸晴部会長代理が議長を務め行われた。

まず、吉村部会長代理より、開会挨拶があった。昨年内外共に暗いニュースが多かったが、令和4年の事故死者数が過去最少を記録し、交通事故に係る保険金請求額も減少、保険料も引き下げとなったことは、数少ない明るいニュースであった。ただ、今年1月2日には郡山の見通しの良い交差点で4人が死亡する事故が発生した。死者数の減少幅も年々小さくなっている。第11次交通安全基本計画で掲げる目標は令和7年に死者数2千人以下であるだけに、減少幅をどう広げていくかが課題となるであろう。

次に、警察庁交通局交通企画課水田隆三課長補佐(警視)より、「道路交通法施行令の一部を改正する改正する政令案等に対する

意見の募集」について、解説があった。今回の改正は主に電動キックボード関連である。国交省の保安基準が改正されたことにより、施行が前倒しされることになった。電動キックボードは、長さ190cm以下、巾60cm以下、電動機0.6kw以下、速度20km/h以下(歩道を通行できるものは特例特定小型原動機付自転車といい、速度は6km/h以下)のもので、運転免許は要しないが、16歳未満の運転は禁止されている。ヘルメット着用は努力義務とされている。信号は自転車(歩道の場合は歩行者)と同様。悪質運転者の講習受講命令も自転車の違反とほぼ同様である。歩道を通行する際は、車道通行時に点灯する表示が点滅に変わる仕組みになっており、歩道を通行中だということが歩行者からも明らかになっている。なお、2021～22年で電動キックボードの取締件数は1639件、6割近くを通行区分違反が占めている。電動キックボードが関連する人身事故は、20～22年の3年間で69件、70人が負傷し、死者は今のところ出ていない。

次に、「令和4年中の交通事故死者数」について解説があった。令和4年中の交通事故死者数は、2610人で、前年比26人の減少であった。高齢者の構成比は56.4%で昨年より下がった。

解説の後、以下の趣旨の意見交換があった。○私見だが、施行を早めたのはやや性急という気がする。販売店の方で購入者に交通安全教育をするわけでもないし、16歳未満が運転禁止ということは小中学校で電動キックボードの使い方を教えるわけにもいかない。これを今まで交通安全教育が不十分だった高校で電動キックボードの使い方含め交通安全教育を行うチャンスととらえることも出来よう。○型式認定がどのように行われているのかも知りたい。

★ 資料代 会員500円  
2月28日(火)の交通部会(参議院B102)

出・欠 (いずれかに○印)

事務局宛FAX 03-3507-8587

御芳名 \_\_\_\_\_

貴方様のFAX \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

テロ対策への警備からの要請上、会員に限ります。

非会員で参加希望者は、2日前までに履歴書をご提出下さい。

(非会員の会費は二千元となります。)

協和協会事務局 ☎03-3581-1192 時代を刷新する会事務局 ☎03-3272-4320

HP <http://www.kyowakyokai.or.jp> Eメール [kiyohara@kyowakyokai.or.jp](mailto:kiyohara@kyowakyokai.or.jp)